

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月

勤めていた会社を平成2年11月に退職し、同年12月に新しい会社に入社した。新しい会社に入るまでの間はどの会社にも属さないことになるため、A町（現在は、B市）で国民健康保険の手続を行った際、自分の国民年金の加入手続と妻の種別変更手続をし、この時に自分と妻の国民年金保険料を一緒に納付した。

平成2年11月の妻の保険料は納付済みとされているのに、自分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人が自身の分と一緒に納付したとするその妻の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、会社を退職した平成2年11月に、A町で国民健康保険の手続を行った際、自身の国民年金の加入手続と妻の種別変更手続を行ったと主張しているとおおり、申立人の妻の国民年金の種別変更手続は平成2年12月に完了していることがオンライン記録から確認できることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと推測できる。

さらに、B市は、「初めて国民年金に加入した人の保険料の納付について、納付書が無ければその場で作成し、庁舎内にある銀行で納付することができた。」と回答しており、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月
② 平成6年6月

平成3年12月に結婚した後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の未納のお知らせが届き、B社会保険事務所（当時）とA市役所を何度も往復して、未納分の保険料を納付した記憶がある。

国民年金保険料を納付した際に、これで未納は無いと言われたことを覚えているのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年2月ごろに払い出されたことが確認できる上、オンライン記録により、同年4月20日に社会保険事務所（当時）が当該期間に係る過年度納付書を作成していることが確認できる。

また、申立人は、平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料を現年度に納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料を過年度納付するためB社会保険事務所へ、さらに、現年度保険料を納付するため、A市役所へと往復して、未納分の保険料をすべて納付したとする主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人が国民年金保険料として納付したとする金額は、平成3年11月及び同年12月の保険料と申立期間①の保険料を合計した金額におおむね一致する。

一方、申立期間②については、オンライン記録により、当該期間は平成16年10月28日に国民年金保険料未納期間として追加処理されたことが確認で

き、当時は未加入期間とされていたことから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付した時期や納付場所等について明確には覚えていない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 162

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月

転職するためA市に引っ越し、平成6年12月27日ごろにA市役所で転入手続を行い、同時に国民年金窓口で国民年金の加入手続を行った。

この時、窓口の職員に、私の保険料はその場で納付し、妻の保険料は後日送付する納付書で納付するよう言われ、そのとおりに納付したのに、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の妻については、平成7年1月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立期間に係る国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の種別変更手続も当月に適正に行われている。

さらに、A市では、「基本的に国民年金保険料を窓口で徴収することは無く、庁舎内に設置された銀行で納付するよう案内していたが、当日の納付が必要であり、銀行が閉店している場合などは、窓口で仮領収することもあった。」と回答しており、申立人の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年10月3日まで
昭和43年3月にA社に入社し、同年秋に同社B出張所へ異動した。

その後、昭和44年7月ごろに、同社B出張所はA社から分離され、C社となった。

私は、A社B出張所がC社となった後も、引き続き同社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が4か月も空白となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社が提出した資料及びオンライン記録によると、A社B出張所は、昭和44年7月にA社から分離してC社となり、同年10月3日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人については、A社で同年6月30日に被保険者資格を喪失後、C社で同年10月3日に被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、D社が提出した従業員名簿及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間においてE企業年金基金の加入員記録が継続していることが確認できる上、当時の事務担当者は、「申立人には勤務形態の変更は無く、申立期間においても厚生年金保険料を控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人については、C社が昭和44年10月3日に厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、引き続きA社において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた状況がうかがえることから、A社における資格喪失日に係る記録を同年10月3日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録及びE企業年金基金の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が資格喪失日及び離職日を誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和44年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで
昭和 55 年 7 月から 59 年 3 月まで A 社に勤務していた。

ところが、年金記録をみると、昭和 55 年 7 月から 56 年 4 月までは系列会社の B 社、57 年 2 月からは A 社で厚生年金保険被保険者となっており、申立期間の記録が無い。

申立期間についても A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたこと、及び同社の従業員が系列会社の B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 社は、昭和 56 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、A 社は、57 年 2 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間において、両社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、B 社の事業主は死亡している上、A 社の事業主及び事務担当者からは、申立人が申立期間において同社に勤務していた旨の証言は得られたものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について関連資料や証言を得ることができない。

さらに、申立人の同僚についても、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 42 年 3 月にA社に入社し、45 年 3 月末で退職したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日になっている。
A社には、昭和 45 年 3 月 31 日まで勤務していたはずなので、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 45 年 3 月 31 日とされている。

しかし、A社は、当時の人事記録等を保管していないため、申立人の退職日及び退職月の厚生年金保険料の控除については不明としており、申立期間当時の事務担当者も死亡している上、連絡先が判明した同僚 4 人に照会しても、申立人の退職日及び退職月の厚生年金保険料の控除について関連資料や証言を得ることができない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した 28 人のうち、月初に資格喪失している者が 4 人であるのに対し、月末に資格喪失している者は 12 人であることから、申立人の資格喪失日が月末（昭和 45 年 3 月 31 日）となっていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 10 日まで
昭和 59 年 4 月から平成 2 年 4 月まで、学校法人 A 学園 B 校及び C 校で講師をしていたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

学校法人 A 学園に係る法人登記簿により、申立期間当時、同学園が D 県内及び E 県内に専門学校を設置していたことは確認できるが、オンライン記録では、同学園及び同専門学校が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入していたことを確認できない上、申立人が名前を覚えている当時の学校法人 A 学園 B 校長は死亡しており、ほかに名前を覚えている事務員についても連絡先が不明であるなど、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月から同年 12 月 1 日まで
昭和 31 年 8 月 20 日ごろ、友人の紹介でA社に入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 12 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 8 月からA社に勤務したので、当月から厚生年金保険被保険者であったはずであると主張しているが、同社は既に廃業している上、当時の事業主及び事務担当者は死亡しており、申立人が名前を覚えている同僚に照会しても、申立人の勤務期間及び当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、回答が得られた同僚は、「私は昭和 27 年 4 月にA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は 29 年 4 月 1 日になっている。」と回答しており、当該同僚についても、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。